

三豊市農業委員会 9月定例総会議事録

令和3年9月21日午後1時30分より、三豊市農業委員会9月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 22名（農業委員22名、）
欠席者 2名

【農業委員】

(出席○・欠席－)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 史郎	○	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	－	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	－	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

2. 署名委員

14番 田所 上奉
15番 三好 康芳

3. 事務局の出席者

事務局次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

4. 書 記

会計年度任用職員 小川 春子

5. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地通知の件について
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
議案第 9号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について
その他の件について

6. 開会 【午後 1時30分】

事務局次長 ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。本日、事務局局長が議会に参加のため、代わりに岡崎が進行をさせていただきますので、よろしくお願いたします。三豊市農業委員会9月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会 長 皆様、こんにちは。季節も秋らしくなり、コロナも少し落ち着いてきましたが、まだまだ気を抜けない状況であります。現在、秋野菜・米の収穫時期に入っております。今年は米の価格が最低価格を下回って来ており、農家離れ、耕作放棄地の増加が懸念されます。また、長雨のために水が溜まり、農機具等が入らず、秋の作付けが遅れて来ています。
今回の衆院選では、米を初めとしたさまざまな農業対策を期待したいと思います。今日の議案数はそんなに多くはありませんが、簡潔にスムーズに会を進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。最後に、農地パトロールの件ですが、大変暑い中、ありがとうございました。

事務局次長 ありがとうございます。10番 白川 智樹委員さん、13番 新延健委員さんから、あらかじめ欠席の連絡を頂いております。
ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成り立ちますことをご報告申し上げます。
なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
本日は、「緊急事態対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いし議事進行にご協力をお願いいたします。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議 長 ただ今から、三豊市農業委員会9月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号14番 田所 上奉 委員、議席番号15番 三好 康芳 委員のご両名をお願いいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。
1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号7号を朗読 〕

以上7件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号7号の7件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第2号 番号1号から番号13号を朗読 〕

以上13件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

4 番 番号1号について説明します。
譲渡人は市外に住んでおり、現在譲受人が借りて水稻を栽培しています。今回期限が切れるということで、譲渡人から売買の話があり、成立しました。譲受人は農業を営んでおり、水稻・サツマイモ栽培をする予定です。周辺農地にも影響はなく問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願いたします。

2 番 番号2号について説明します。
譲渡人は農業廃止となっておりますが、農地が少し残っており、今後に向けて農業を廃止するという事です。譲受人は兼業農家であり、申請地に栗を植えたいとの事です。申請地は譲受人の自宅近くということもあり、売買に至りました。周辺地域にも影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

6 番 番号3号について説明します。
以前、国が河川の拡張工事をした際、払い下げを忘れていた土地です。譲受人が譲り受けた土地の残りの土地です。
問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

7 番 番号4号について説明します。
譲渡人と譲受人は同じ自治会に属しており、譲受人が10年以上管理している農地です。譲渡人は自営業を営んでおり、維持管理をすることが困難

です。譲受人は米を作っている農家であり、この土地にはびわ・みかんを栽培しています。自宅に近いこともあり、売買に至りました。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

9 番 番号5号について説明します。
譲渡人は市外在住であり、こちらに戻る予定もないので売りたいということでした。譲受人はブロッコリーを作付けしています。経営規模を拡大のため、農地取得に至りました。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

3 番 番号6号について説明します。
この畑は譲受人の自宅に隣接しています。また、逆に譲渡人の自宅近くに譲受人の畑があります。交換をすることにより、自宅近くの畑になるので便利になります。同じ自治会でもあり、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

14 番 番号8号について説明します。
現在、近隣の人が管理していますが、譲渡人は高齢になり、県外在住者ということもあり、処分したい意向でした。譲受人に話があり今回の売買に至りました。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

続いて番号9号について説明します。
譲渡人は市外の人です。現在は他の人に貸していますが、売りたいということで隣接地になる譲受人に話が行きました。老朽化した小屋がありましたが、更地にするとということで、売買に至りました。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

19 番 番号10号について説明します。
譲渡人と譲受人は同じ自治会でした。しかし相続人である譲渡人は戻ってこないで、畑に隣接している譲受人に売買を依頼。譲受人は畑が耕作放棄地になり、荒れ地状態になるのを防ぐために売買に同意しました。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

20 番 番号11号について説明します。
譲渡人は相続で受け継いでおり、労力不足で農地の維持が困難な状況でした。譲受人から買いたいという申し出があり、売買が成立しました。木がたくさん生えている状態ですが、譲受人が少しずつ除けていくということです。譲受人は主として花を栽培しています。周辺地域にも影響もなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

21 番 番号12号について説明します。
譲渡人は高齢であり、後継者もいません。今回の農地は譲受人が十数年前から草刈り等管理をしております。隣接地が譲受人の自宅であることから、譲渡人から売買の依頼がありました。譲受人は農地すべてを耕作しており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

引き続き番号13号について説明します。
譲受人は譲渡人の息子で、後継者として周辺地域の農地を耕作しています。譲渡人が高齢になったこともあり、今回、後継者である息子に譲渡する運びになりました。農地もすべて耕作しており、周辺農地にも影響はなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号の13件につきましては、許可することと決定ます。次に進ませさせていただきます。8ページを開いてください。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号3号を朗読]

なお、農地区分につきましてはすべて第2種農地です。以上3件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 申請人が同じなので、番号2号・3号について同時に説明ます。一時転用は申請後、状況報告をすることにより許可がおります。しかし、この案件については、今回再申請をすることになりました。以前との変更はなく、問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号の3件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませていただきます。9ページをお開きください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号7を朗読]

なお農地区分につきましては、番号5号は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、番号5号につきましては、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外に該当しております。その他はすべて第2種農地です。以上7件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5 番 番号1号について説明いたします。
現況は畑になっていますが、現地確認の結果、草が生い茂り境界も分からない状態です。農地造成でもとに戻すようです。
問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

2 番 番号2号について説明いたします。
譲渡人が法人になっていますが、所有権移転登記も終わっております。周辺農地には影響がないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 1 番 番号3号について説明します。
神田川沿いの送水管工事のため、一時転用になります。稲刈り後工事にかかります。周辺地域からも了承を得ていますので問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 それでは、ご質問もないようでございますので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号の7件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第5号「農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号を朗読]

以上、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号から番号3号を朗読]

以上、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号3号の3件につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号から番号2号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

2番 番号1号について説明します。
現地確認の結果、竹や原野化の木が生い茂っており、非農地が妥当と思われる。ご審議よろしくをお願いいたします。

9番 番号2号について説明します。
現地確認の結果、長期間耕作をしていないため、現地は原野化しており、農地復元は難しいと思われる。
非農地が妥当と思われる。ご審議よろしくをお願いいたします。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」

番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の17ページから30ページまでです。管理者から耕作者への貸付は21件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては5件、合計26件となっております。

以上、利用権の設定26件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は26件すべて適当と認め、原案のとおり決定といたします。
次に進ませていただきます。31ページをお開きください。議案第9号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第9号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」の説明をさせていただきます。

[議案第9号を朗読]

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第9号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」は適当と認め、原案のとおり同意いたします。
本日上程しておりました議案の審議は以上です。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について(通知)
2. 農地法第3条の規定による許可の取消願について(報告)
[申請者] 譲渡人:A 譲受人:B
[権利の種類] 所有権移転 [取消理由] 錯誤
3. 農地法第5条の規定による許可の取消願について(報告)
[申請者] 譲渡人:C 譲受人:D
[権利の種類] 使用貸借権の設定 [取消理由] 転用計画の中止
4. その他
(1) 10月定例総会について
日 時 令和3年10月20日(水) 午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
10月7日(木)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町:岡根 譲	豊中町:田所上奉
		詫間町:石原 剛	仁尾町:西山正一

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
10月12日(火) 午後7時~	三豊市農業委員会地区推進委員会	危機管理センター 2階201・202会議室

月 日	会議名等	開催場所
10月15日(金) 午後1時30分~	令和3年度農業者年金加入推進特別研修会	マリンパレスさぬき(高松市)

(4) 配布物

- ・令和3年度版 農家相談の手引
- ・農政情報 No. 376 (令和3年9月号)

閉 会 【 午後 3時30分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____